

(様式第 3 号)

大阪市指令福祉第 号
年 月 日

身体障がい者自動車改造費補助金交付決定通知書

様

大阪市長

年 月 日付けで申請のありました身体障がい者自動車改造費補助金については、次のとおり交付を決定しましたので、身体障がい者自動車改造費補助金交付要綱第 6 条第 2 項の規定により通知します。

記

申請年月日
自動車の種類形式
車両番号
改造内容
交付決定金額
改造完了報告期限

(条 件)

1. 「改造完了報告期限」までに、自動車改造完了報告書に次の書類を添えて報告してください。
 - (1) 自動車改造終了証明書
 - (2) 自動車分解整備業者の改造明細書
 - (3) 自動車整備業者の領収書の写し
 - (4) 改造後の写真

＊ 改造完了報告期限までに報告がない場合、補助決定は取り消すことになります。
2. 決定した自動車改造の中止、改造内容の変更又は居住地の変更する場合は直ちに改造内容等変更申請書を提出してください。
3. 本補助金に関する書類は 5 年間保存しておいてください。
4. 補助金の執行に適正を期するため、職員が関係先に立ち入り検査をする場合があります。
5. その他、大阪市補助金等交付規則（平成 18 年大阪市規則第 7 号）及び身体障がい者自動車改造費補助金交付要綱の規定を遵守すべきこと。